

教安第170号
令和3年4月30日

各市町村教育委員会
学校安全主管課長 様

千葉県教育庁教育振興部
学校安全保健課長
(公印省略)

学校に設置している防球ネットの緊急点検等について（通知）

日頃から、学校安全の推進について御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、過日、宮城県白石市内の小学校において、防球ネットの木製の支柱が折れ、児童1名が死亡、1名が重傷を負う痛ましい事故が発生しました。

このことについて、令和3年4月28日付けで、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課、同総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から、別添写しのとおり通知がありました。

遊具、教育機器を含む学校施設の安全点検の実施につきましては、令和3年度学校安全強化月間実施要領の中でお願いしたところですが、今回の通知の内容を踏まえ、貴管下の学校に対して、同様の事故の再発を防止するため、以下の点について速やかに対応されるようお願いいたします。

なお、各学校において点検等が行われたことを確認していただき、未実施の場合には、確実に実施するよう御指導をお願いいたします。

- ①学校に設置されている防球ネット及び、類似施設について安全点検を行うとともに、必要に応じて使用方法の注意、補修、使用停止等の適切な措置を講じること。
- ②事故の発生防止に努めるとともに、教職員に対し事件・事故発生時における対応の周知徹底等を行い、引き続き学校の安全確保に万全を期すこと。

<参照>

- 「学校安全の手引」第3章 学校における安全管理（P143～）
第5章・第1節 学校における体制整備（P223・P224）
参考資料 2 学校に係る事件・事故対応事例（P1）
3 危機管理マニュアル例（P1）
4 安全点検表・集計表例

担当
千葉県教育庁教育振興部
学校安全保健課 安全室
指導主事 田中 福太郎
TEL 043-223-4091

教 安 第 1 7 0 号

令 和 3 年 4 月 3 0 日

各教育事務所長 様

教育振興部学校安全保健課長

学校に設置している防球ネットの緊急点検等について（通知）

このことについて、別添写しのとおり、貴域内の市町村教育委員会学校安全
主管課長宛てに通知しましたので、御了知願います。

担当

教育振興部学校安全保健課

安全室 指導主事 田中福太郎

TEL 043-223-4091



教安第170号
令和3年4月30日

各市町村教育委員会
学校安全主管課長 様

千葉県教育庁教育振興部
学校安全保健課長
(公印省略)

学校に設置している防球ネットの緊急点検等について（通知）

日頃から、学校安全の推進について御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、過日、宮城県白石市内の小学校において、防球ネットの木製の支柱が折れ、児童1名が死亡、1名が重傷を負う痛ましい事故が発生しました。

このことについて、令和3年4月28日付けで、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課、同総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から、別添写しのとおり通知がありました。

遊具、教育機器を含む学校施設の安全点検の実施につきましては、令和3年度学校安全強化月間実施要領の中でお願いしたところですが、今回の通知の内容を踏まえ、貴管下の学校に対して、同様の事故の再発を防止するため、以下の点について速やかに対応されるようお願いいたします。

なお、各学校において点検等が行われたことを確認していただき、未実施の場合には、確実に実施するよう御指導をお願いいたします。

- ①学校に設置されている防球ネット及び、類似施設について安全点検を行うとともに、必要に応じて使用方法の注意、補修、使用停止等の適切な措置を講じること。
- ②事故の発生防止に努めるとともに、教職員に対し事件・事故発生時における対応の周知徹底等を行い、引き続き学校の安全確保に万全を期すこと。

<参照>

- 「学校安全の手引」第3章 学校における安全管理（P143～）
第5章・第1節 学校における体制整備（P223・P224）
参考資料 2 学校に係る事件・事故対応事例（P1）
3 危機管理マニュアル例（P1）
4 安全点検表・集計表例

担当
千葉県教育庁教育振興部
学校安全保健課 安全室
指導主事 田中 福太郎
TEL 043-223-4091

各県立学校長 様

教育振興部学校安全保健課長

学校に設置している防球ネットの緊急点検等について（通知）

過日、宮城県白石市内の小学校において、防球ネットの木製の支柱が折れ、児童1名が死亡、1名が重傷を負う痛ましい事故が発生しました。

このことについて、令和3年4月28日付けで、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課、同総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から、別添写しのとおり通知がありました。

遊具、教育機器を含む学校施設の安全点検の実施につきましては、令和3年度学校安全強化月間実施要領の中でお願いしたところですが、今回の通知の内容を踏まえ、貴校において、同様の事故の再発を防止するため、以下の点について速やかに対応されるようお願いいたします。

- ①学校に設置されている防球ネット及び、類似施設について安全点検を行うとともに、必要に応じて使用方法の注意、補修、使用停止、撤去等の適切な措置を講じること。
- ②事故の発生防止に努めるとともに、教職員に対し事件・事故発生時における対応の周知徹底等を行い、引き続き学校の安全確保に万全を期すこと。

<参照>

「学校安全の手引」第3章 学校における安全管理（P143～）

第5章・第1節 学校における体制整備（P223・P224）

参考資料 2 学校に係る事件・事故対応事例（P1）

3 危機管理マニュアル例（P1）

4 安全点検表・集計表例

担当
教育振興部学校安全保健課
安全室 指導主事 田中 福太郎
TEL 043-223-4091



事務連絡
令和3年4月28日

附属学校を置く各国公立大学法人施設主管課
附属学校を置く各国公立大学法人学校安全主管課
各国公私立高等専門高等専門学校担当課
各都道府県私立学校主管部課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市教育委員会施設主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課

御中

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課
総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

学校に設置している防球ネットの緊急点検等について

学校における事故防止については、「学校施設における事故防止の留意点について」（平成21年3月）等において、事故防止に必要な事項の周知及び事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いしているところです。

誠に遺憾ながら昨日4月27日、宮城県白石市内の小学校において、校庭に設置されている防球ネットの木製の支柱が折れ、児童1名が死亡、1名が重傷を負う痛ましい事故が発生しました。

事故の原因については、現在究明中ですが、同様の事故の再発を防止するため、以下の点について速やかに対応されるようお願いいたします。

①各学校設置者においては、学校に設置されている防球ネットについてその安全性を緊急に点検し、必要に応じて使用禁止や修繕等の適切な措置を講じること。

②各学校においては事故の発生防止に努めるとともに、教職員に対し事件・事故発生時における対応の周知徹底等を行い、引き続き学校の安全確保に万全を期すこと。

なお、このことについて、各都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管部課においては所轄の私立学校（専修学校、各種学校を含む）に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校設置会社及び学校に対して、それぞれ周知いただくようお願いいたします。



【本件照会先】

(学校施設の事故防止について)

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部
施設企画課指導第一係

電話：03-5253-4111 (内線 2291)

E-mail：shisetulead-1@mext.go.jp

(学校施設の維持管理について)

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部
施設企画課指導第二係

電話：03-5253-4111 (内線 2292)

E-mail：shisetulead-2@mext.go.jp

(学校の安全教育及び安全管理について)

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室学校安全係

電話：03-5253-4111 (内線 2966)

E-mail：anzen@mext.go.jp